

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	介護保険料額修正申請	
根拠条例等・条項	堺市介護保険条例第14条 堺市介護保険施行規則第54条	
所 管 課	各区役所 地域福祉課	
審 査 基 準	<p>保険料の額の算定の基礎に用いる市民税の課税非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定するまでの間の保険料に限り、前年度の保険料の額を当該年度の納期の数で除した額（市長が特に必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。）をそれぞれの納期に係る保険料として普通徴収するものとする。</p> <p>上記の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、当該年度分の保険料の額が前年度の保険料の額の2分の1に相当する額に満たないと認めるときは、納入の通知を受けた日から30日以内に堺市長に徴収される保険料の額の修正を「堺市介護保険料額修正申請書」により申し出ることができる。</p> <p>堺市長は、上記の規定による申出を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、修正することが適当と認めるときは、「堺市介護保険料納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収額変更通知書・特別徴収中止通知書」により、修正の理由がないと認めるときは、「堺市介護保険料修正申請却下通知書」により申請者に通知するものとする。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	21日
	標準処理期間を設定できない理由	